

開智幼稚園の認定こども園移行に係る整備運営法人募集に係る質疑への回答

質問1 27-3 運営計画③, 様式 24-3 に一時預かり事業（一般型）は条件に入っていますか。

答 一時預かり事業（一般型）については、運営条件において必須とはしていませんが、保護者に利用しやすい形で実施される場合には、加点対象として審査項目 27-3（様式 24-3）で評価することとしています。

一時預かり事業（一般型）を実施する場合、一時保育室の設置や職員加配が必要となりますので、様式 24-3 に実施に向けた基本的な考え方や実施計画等を記入していただくこととなります（実施する意向がなければ記入していただく必要はありません）。

なお、一時預かり事業（一般型）に係る事業助成費の対象施設については、本市において選定する方式となっています。このため、一時預かり事業（一般型）を実施されたとしても、事業助成費の対象となるかどうか現時点では確約できませんので御了承ください。

また、一時預かり事業（幼稚園型）については、運営条件において必須としていますので、必ず実施していただきますようお願いいたします（幼稚園型については本市から事業助成費を支給します。）。

質問2 3～5 歳児について、1号認定の子どもと2・3号認定の子どもについてクラスを分ける、もしくは一緒にすることについて京都市としての方針がありましたら教えてください。

答 学級については、同じ年齢の児童（年度初日の前日の満年齢が同じ児童）ごとに編成することが原則であり、かつ1学級35名以内としていただく必要がありますが、1号認定子どもと2号認定子どもを分けて学級編成していただく必要はありません。

なお、満3歳以上の園児に対する保育室の数は、学級数を下回ってはならないため、1号認定子どもと2号認定子どもを分けて学級編成する場合は、3～5歳児が使用する保育室を最低でも6部屋（2クラス×3学年）以上設けていただく必要があります。

また、園庭面積については、学級数に応じて確保していただく必要がありますので、学級数を増やす場合には御留意願います（開智認定こども園（仮称）の満3歳以上の園児に係る園庭の面積は、幼稚園基準が適用されます。）。

質問3 現在開智幼稚園が実施している地域子育て支援事業はどのようなものですか。

答 京都市立幼稚園では、子育て支援事業として、地域に開かれた幼稚園づくりの推進及び家庭や地域における子育て機能の向上を目指し、幼児・保護者同士の交流を促進する取組や教育相談などの子育て支援を行っています。

現在の開智幼稚園では、幼稚園長及び保育補助者（PTA・地域ボランティア等）が中心となり、0歳から5歳までの未就園児及びその保護者を対象に、週に3回程度（月・水・金の10時～11時30分）、幼児・保護者同士の交流の促進、子育てを支援するための事業を実施しています。

具体的な実施例としては、

- ・子育ての悩みについての個別相談会（教育相談）
- ・保護者同士の子育て交流会
- ・制作活動（鯉のぼり、七夕飾りづくり等）
- ・節句行事・人形劇・音楽鑑賞会

などを実施しています。

その他、開園日の保育時間終了後から16時まで園庭開放を行い、安心して親子で遊んでいただけるよう取り組んでいます。

なお、開智幼稚園の実施する地域子育て支援事業の引継ぎ方法については、認定こども園整備・運営に係る基本事項に記載のとおり、別途協議することとしています。

質問4 「整備・運営に係る基本事項」にて「2・3号認定の子どもについては定員の20%までの定員外入所受入れを想定した整備計画とすること」とありますが、各保育室の面積についての施設基準適用の考え方として、定員に対して考えればよいのでしょうか。それとも定員×1.2の人数に対して考える必要があるのでしょうか。

答 2・3号認定子どもについては、定員の20%までの定員外入所を受け入れることを運営条件としていますので、各保育室等の面積についても定員の120%まで受入可能な施設としていただく必要があります。

※ 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第6条第6項及び同条第7項参照

なお、検討中の整備計画が施設設備基準等を満たしているかどうかについては、個別にお問い合わせいただくことができます。

<問い合わせ先>

京都市保健福祉局子育て支援部保育課（担当：福田，中井）

電話 075-251-2390

※ 来庁して相談を希望される場合は，事前にお電話ください。

質問5 石塀の断面図がありましたらお示ください。また建物の基礎掘削を行うに当たり，石塀から離隔距離について決まりがありましたらお示ください。

答 石塀の断面図はありません。離隔距離について特に規定はありませんが，石塀及び石塀基礎の損傷や石塀が傾く等の形状変化が生じない程度に離隔していただければ問題ありません。

質問6 園舎解体費は法人持ちとのことですが，現在ある什器備品関係は空の状態引き渡しになるのでしょうか。

答 移動できる教具類は概ね撤去する予定ですが，調理台等の施設に固定されているもの，その他一部の什器備品は残存した状態になる可能性があります。残存した什器備品等については，整備運営法人において処分していただくこととなります。

質問7 平成19年2月にソロプチミスト京都より太陽光・風力発電装置を受納されていますが撤去されますか。

答 太陽光・風力発電装置については，平成28年度中に本市において移設又は撤去を行います。

質問8 オイルタンクや浄化槽等の埋設物は無いと考えてよろしいでしょうか。

答 園舎改築時（昭和42年）の工事設計図面上では，オイルタンクや浄化槽等の埋設物の存在を確認しておりませんが，工事を行った際に本市が把握していない埋設物が新たに出てくる可能性があります。

万一、埋設物が出てきた場合については、整備運営法人において、必要な処理を実施していただくこととなります。その場合のかし担保については、募集要項本文14ページを御参照ください。

質問9 開智幼稚園現園舎のアスベスト含有建材の使用状況について教えてください。

答 平成17年度に次の方法に基づき、専門業者が調査した結果によれば、吹付けアスベスト等（レベル1）の使用は確認されていませんが、整備運営法人におかれては、現園舎の解体撤去工事に着手する前に、専門機関に依頼等し、アスベスト含有建材の使用状況を確認するようにしてください。

<調査方法>

○1級建築士又は2級建築士の資格者を含む2人1組での目視調査

<調査箇所>

○屋外及び屋内の壁、柱、天井等

※ ただし、点検口がなく天井や壁で完全に覆われ、目視による確認が困難な場合は、対象外。

質問10 新園舎の屋上に照射用の夜間照明の設置とありますが、地域の方が利用される際、照明にかかる電気代は法人負担でしょうか。

答 夜間照明については、認定こども園の新園舎とは別に電源を確保しますので、地域の方が利用する際の電気代が法人負担になることはありません。

質問11 今回の整備に伴う補助金予定額を教えてください。

答 本事業は保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金（以下「交付金」という。）の活用を予定しておりますが、交付金の支給については、国の交付決定及び本市予算の承認が前提となるため、現時点で交付金の支給を保障するものではありません。

なお、平成28年度の基準に基づき試算すると、交付金の上限は約2.4億円となります。

質問 1 2 新園舎建設の為に借りる資金に対して利子補給は付きますか。

答 利子補給はありません。

質問 1 3 定期借地契約期間が 50 年とありますが、人口減少により運営の継続が出来なくなった場合、契約の途中解約できますか。

答 本契約は、契約の途中解約を妨げるものではありませんが、地域に根ざして、長年にわたり認定こども園を運営していただくことを目的として、契約期間を設定したという趣旨を考慮して、応募いただきたいと考えています。

質問 1 4 審査結果はどこまでオープンにされますか。(1次審査で終わった場合、選考委員のコメントなど)

答 公表を予定している審査結果の項目は、以下のとおりです。

- ・各法人の書面審査及び実地審査の点数
- ・整備運営法人に選定された法人に係る選考評価等委員会の講評